

# 中央防災会議「防災対策実行会議」（第18回） 議事概要について

## 1. 専門調査会の概要

日 時：令和4年9月20日（火）9：45～10：06

場 所：官邸2階大ホール

出席者：＜閣僚委員＞松野内閣官房長官(座長)、谷国家公安委員会委員長・防災担当大臣、  
齊藤国土交通大臣、尾身総務副大臣

＜学識経験者委員＞大原、神村、小室、首藤、平田、村木、村野各委員

＜その他＞磯崎内閣官房副長官、栗生内閣官房副長官、星野内閣府副大臣、  
中野内閣府大臣政務官、村田内閣危機管理監、田和内閣府事務次官

## 2. 議事概要

### （1）開会挨拶（谷防災担当大臣）

- 本日の議題、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策特別措置法関係」の地域指定及び基本計画について一括して、内閣府政策統括官から御説明する。

### （2）自由討議等

委員からの主な意見等は次のとおり。

#### ■議題：日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法関係

- （齊藤国土交通大臣）日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震などの大規模な災害が発生した場合には、海上保安庁による捜索・救助活動、人命救助につながる陸海空の緊急アクセスルートの確保、被災自治体へのリエゾン派遣、防災ヘリやテックフォースによる被災状況の迅速な把握、排水ポンプ車等の災害対策機械の派遣など、国土交通省が有する現場力を最大限発揮し、迅速に対応してまいる。

地震・津波対策をはじめとした防災・減災対策について、引き続きしっかりと取り組んでまいる。

- （尾身総務副大臣）迅速かつ適切な救助、救急活動が行えるよう、とりわけ積雪寒冷地特有の課題を踏まえた緊急消防援助隊の出動計画をアクションプランとして策定してまいる。

公共施設の耐震化や、市町村長向けの研修などによる自治体の災害対応力の向上や、災害時の避難誘導等を担う消防団、自主防災組織の充実による地域防災力の強化に取り組んでまいる。

- （大原委員）積雪寒冷地においては、暖房等を含めた避難環境の確保は困難であり、行政

対応には限界もある。個人、家庭、コミュニティレベルで積雪寒冷地も想定した避難への備えをより一層充実していただくため、さらなる意識啓発をよろしく願いたい。

家族や知り合いの家など、広域的な一時滞在先を日頃から具体的に想定しておいてもらうとともに、そのための内陸部への移動の支援など、被災者自らの自助努力を後押しするような支援も必要になると思うので、対策の推進をよろしく願いたい。

○(小室委員) 推進基本計画の変更では、減災目標について具体的数値を設定する案となっており、ハード対策だけでなくソフトの対策、すぐに避難するという意識を持つ住民の割合を70%にするなどがある。こうした目標の達成には、国や自治体だけでなく、消防団、防災士、学校、PTA、各種NPOなど、様々な組織を通じてこうした訴えが個人にまで届くことが必要。ソフト面での達成をも念頭に置いて、この計画を実施していただきたい。

○(首藤委員) 今回の基本計画について、新たに減災目標や施策の具体的目標を定めたことは高く評価したい。今後、この目標に向かって施策や取組が進捗しているかどうか、計画期間の途中でフォローアップをしていただき、必要に応じて取組の仕方や計画の見直しを図るなど、PDCAを図っていただきたい。

もう一点は、今回の変更により、ごく小さな市町村や小さな民間事業者も、新たに計画を作成したりあるいは変更したりということが必要になる。

多くの自治体や民間事業者は、既に防災とか安全に関する計画を何らかの形で定めているので、これを準用できるということをあらかじめお伝えするなどして、できるだけ負担を軽減できるように国として配慮をお願いしたい。

○(平田委員) 後発地震への注意情報は、極めて不確実性が高い情報であるため、それに応じた防災対応は大変難しい。そうした観点で、今回の情報発信では、事前避難などは呼びかけず、避難準備を徹底するという対策は妥当であり、行政機関は、住民が自ら考えて行動できるような手助けをする必要がある。

例えば、津波の浸水想定などの整備・公表により、住民自らが避難場所・避難経路の確認をできるように行政が支援することが重要。事前の周知啓発が重要であり、普及の取組に力を入れていただきたい。

○(村野委員) 災害の軽減ということで一言。

昨年5月に災害対策基本法の一部が改正され、自治体には個別避難計画作成が努力義務化された。別府市では昨年度、内閣府のモデル事業を受託し、難病等医療的ケアが必要な方の情報把握と個別避難計画作成に取り組み、在宅にて自呼吸ができない吸引機を使用している方のアセスメントまで行うことができた。その取組を含む内容が資料2-1、2-2、巻末のDVDに収められているので御覧いただきたい。

過去多くの高齢者や障害者等に被害が集中したため、福祉専門職や地域とともに個別避難計画を作成するように法改正されたにもかかわらず、これまでのように達成率だけを求め、命と暮らしは守られないということを再度徹底していただくようお願いしたい。

### (3) 座長御発言 (松野内閣官房長官)

○ 本日は、本年5月に成立した改正日本海溝・千島海溝地震特措法に基づく地域指定案と、基本計画の変更案について議論いただいた。今後なるべく早期に中央防災会議を開催し、地域の指定や計画の変更を決定したい。

この週末、台風第14号により日本列島各地で被害が生じており、政府として災害応

急対策などに全力で取り組んでいるところ。総理の指示の下、先週末の段階から備えを進めてきた。いつどこで発生してもおかしくない地震についても、事前の準備が重要であることは、他の自然災害と同様である。政府として、日本海溝・千島海溝地震をはじめ、切迫する巨大地震に対して適切に備え、防災・減災対策を迅速に実行していくための取組を精力的に進めてまいるので、委員の皆様の御協力、御支援をお願いしたい。